下「契約数量」という。）は、公共建築数量積算基準に基づき計測・計算された積算数量である。契約数量の扱い等については、特記仕様書（別表）「工事数量総括表」による。

なお、「工事数量総括表」に対する質問の提出及び質問に対する回答書の閲覧等の方法は、設計図書と同様の扱いとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち「建築工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における建築工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、特定ＪＶの代表者及び単体有資格者については、1,000点以上であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員については900点以上とする。再認定を受けた者にあっては、特定ＪＶの代表者及び単体有資格者については、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,000点以上であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員については、当該再認定の際に経営事項評価点数が900点以上とする。

⑸　平成13年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす「同種工事」の施工実績を有すること（施工実績にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員の１社以上が次に掲げる施工実績を有すること。

①　特定ＪＶの代表者は、次の㋐、㋑の要件を満たす「同種工事」の施工実績を有すること。

㋐　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積4,500㎡以上（用途は問わない）

㋑　新築又は増築

上記㋐、㋑は同一工事であること。また、増築にあっては増築部分の要件を示すこと。

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次の㋒、㋓の要件を満たす「同種工事」の施工実績を有すること。

㋒　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積2,000㎡以上（用途は問わない）

㋓　新築又は造築

上記㋒、㋓は同一工事であること。また、増築にあっては増築部分の要件を示すこと。

③　単体有資格者は、次の㋔、㋕の要件を満たす「同種工事」の施工実績を有すること。

㋔　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積4,500㎡以上（用途は問わない）

㋕　新築又は増築

上記㋔、㋕は同一工事であること。また、増築にあっては増築部分の要件を示すこと。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合において、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。また、専任が必要な配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

１）配置予定技術者は次に示す①～②のいずれかの資格を保有する者であること。

①　１級建築施工管理技士又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者。

②　１級建築士の資格を有する者。

２）平成13年４月１日以降に、上記⑸②に掲げる要件の施工経験を有する者であること。（施工経験にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上のものに限る。）ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が施工経験を有すること。

当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る工事の経験である場合において、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く。）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計企業体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む。）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑾　総合評価方式に係る技術提案　企業の高度な技術力に関する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないものとして競争参加資格を認めない。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合には、認めない。

・技術提案
・施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵　技術提案の審査　技術提案の審査の評価項目は、入札説明書による。

⑶　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑷　入札の条件　競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は技術提案に基づく入札を行い、標準案により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

⑸　総合評価の方法

①　標準点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には標準点として100点を与える。

②　加算点　技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点を与える。

なお、加算点の最高点は60点とする。

③　施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

④　総合評価　価格及び技術提案に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②及び③により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑹　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格以上予定価格以下の者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。